



羽田市場[®] 会員登録シート

必要事項をご記入のうえ、営業担当者にお渡しいただくか、FAXのうえ原本を郵送にてお送りください。

CSN 地方創生ネットワーク株式会社 FAX 03-6459-9320
144-0041 東京都大田区羽田空港三丁目2番6号

■お客様情報をご記入ください

ご記入日 年 月 日

※必須 店舗名 (納品先)	※お届け先が複数ある場合は本紙をコピーしてご記入ください。		(定休日)
----------------------------	-------------------------------	--	--------

※必須 ご住所 (納品先)	カナ 〒 (※必須)
----------------------------	----------------

※必須 店舗 ご担当者名	姓 (カナ) 名 (カナ)	経理 ご担当者名	姓 (カナ) 名 (カナ)
---------------------------	---------------	-------------	---------------

※必須 お電話番号	携帯電話
---------------------	------

※必須 メール アドレス	ファックス
---------------------------	-------

※必須 社名 (ご請求先)	カナ	※必須 代表者名	姓 (カナ) 名 (カナ)
----------------------------	----	--------------------	---------------

※必須 ご住所 (ご請求先)	カナ 〒
-----------------------------	---------

※必須 お電話番号	WEBサイト アドレス
---------------------	----------------

お支払い方法	請求書による銀行振込 (末日締め翌月末日払い)
--------	--------------------------------

定期発注 スケジュール	超速鮮魚ボックス10,000円(税別)	<input type="checkbox"/> 曜日指定 (毎週 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金)
	※ご希望の定期発注に <input checked="" type="checkbox"/> をいれて、ご希望の曜日に○、 またはご希望の指定日をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 日付指定 (毎月 日 日 日 日 日)



ご希望の定期発注日が土日祝日と重なる場合、前後の曜日への自動振替でのお届けはございません。
ご希望のお客様は、羽田市場WEBサイトより、別途ご発注お願いいたします。

≫ 裏面「取引約款」の内容に
同意の上登録を申し込みする

ご署名 (法人の場合は代表者様のご署名) :

代表印

備考欄



※CSN担当者が記入いたします

得意先コード

請求先コード

登録

営業

受付

取引約款

本取引約款裏面の「羽田市場会員登録シート」社名欄記載の者（以下「甲」という）と羽田市場を運営するCSN地方創生ネットワーク株式会社（以下「乙」という）は、乙が取り扱う商品（以下「本商品」という）の売買に関し、基本的事項を定めるため、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本契約と個別契約）

- 本契約は、本商品にかかる個々の売買契約（以下「個別契約」という）に共通する事項について定めるものであり、甲および乙は、本契約および個別契約を遵守する。
- 甲および乙は、協議のうえ、個別契約において、本契約に定める条項の一部の適用を排除し、または本契約と異なる事項を定めることができる。

第2条（個別契約の成立）

個別契約は、第3条所定の発注方法にて甲が乙に対し発注を行うことにより成立する。但し、甲が直ちに異議を述べた場合はこの限りではない。

第3条（発注）

- 個別契約にかかる発注は、納入希望日の前日午前4時まで、電話、FAX、羽田市場Webサイトのいずれかの方法にて発注することにより行う。
- 発注をキャンセルする場合には、納入希望日の前日午前4時まで、電話又はメールにて連絡することにより行う。

第4条（引渡し）

- 乙から甲への引渡しは、甲が注文書で指定した納入期日までに、甲が指定した納入場所に本商品が納入されたときに完了する。
- 納入費用は、定期発注か否かに応じて、以下の通り定める。
 - 定期発注の場合は、乙が送料を負担する。
 - 定期発注でない場合は、甲が送料を負担する。
- ただし、初回発注の場合は、乙が送料を負担することとする。

第5条（検品）

- 甲は、本商品受領後速やかにこれを検査し、本商品の瑕疵、数量不足、数量過剰、品目違い等が発見したときは、直ちに乙に電話で申し出るものとする。
- 前項の申し出があった場合には、乙の担当者が甲を直接訪問することにより、当該商品の引取等を行う。
- 第1項の申し出が直ちになされなかったときは、当該引渡しにかかる本商品が第1項の検査に合格したものとみなすことができる。

第6条（支払方法）

支払いは、乙の指定した銀行口座に振込むこととする。

第7条（所有権の移転）

本商品の所有権は、乙が甲に対し、第4条1項に基づく本商品の引き渡しを完了したときに移転する。

第8条（転売禁止）

甲は、原則として、本商品を甲の利用顧客への提供にのみ使用するものとし、乙の承諾なく本商品を第三者へ転売してはならない。

第9条（直接取引の禁止）

- 甲は、乙と契約する産地と直接取引をしてはならない。
- 前項の規定に違反した場合、甲は、本契約以後の甲のシステム利用料として、違反発覚の直前一年間における甲乙間の月間最大取引金額に、本契約締結から違反発覚時までの月数を乗じた額を、違反発覚から10営業日以内に乙に支払わなければならない。

第10条（危険負担）

本商品の引渡し前に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、本商品の引渡し後に生じたそれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

第11条（秘密保持）

- 甲乙は、本契約および個別契約に基づき知得した相手方の技術上または営業上の秘密情報につき、本契約および個別契約上の義務の履行以外の目的にこれを利用し、または第三者にこれを漏洩してはならない。
- 前項の規定は、甲乙が裁判所又は政府機関の命令により秘密情報を開示する場合には適用しない。ただし、甲乙がかかる命令を受けた場合には、速やかに相手方当事者に対しその旨を通知するものとする。

第12条（解除事由）

甲または乙に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相手方は本契約および個別契約を解除することができる。

- 本契約または個別契約に違反し、相当期間（5営業日）を定めて催告しても是正されないとき
- 関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- 手形、小切手の不渡りを発生させたとき
- 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき若しくは裁判所への申立によらず清算を開始したとき
- 本契約に基づく義務の履行に影響を及ぼすような事業の譲渡、または廃止をしたとき

第13条（期限の利益喪失事由）

甲または乙に前条各号に該当する事由が生じたときは、当該当事者は、相手方に対し負担する一切の債務につき、期限の利益を失い、直ちに債務の全額を相手方に弁済しなければならない。

第14条（損害賠償）

甲または乙が本契約または個別契約に違反したときは、相互に当該債務不履行により生じた通常損害を相手方に賠償する義務を負う。

第15条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら書面による申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
 - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - 本商品の引渡しおよび売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

- 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- 前項（1）または（2）の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- 前項（4）の確約に反した行為をした場合

- 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第17条（残存条項）

本契約が期間の満了または解除により終了した場合といえども、第11条、第13条、第14条、及び第19条の規定はなお効力を有する。

第18条（協議）

本契約および個別契約に定められていない事項または解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議決定する。

第19条（専属的合意管轄裁判所）

本契約および個別契約に関する一切の紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上